

第3章 計画の推進

これまでの取組の総括と課題

庁内推進組織「男女共同参画推進会議」および「同会議幹事会」を開催し、三重県男女共同参画審議会からの評価・提言について、実施機関等へ周知を図りました。

女性のチャレンジ支援の拠点施設を開設し、相談・情報提供等を行うとともに、商工団体や関係機関等からなるチャレンジ支援のための連携会議を設置するなど、女性のチャレンジ支援を進めました。

地域において女性のチャレンジ支援や男女共同参画に関する情報の収集・発信の核となるチャレンジサポーターを市町に配置し、地域の人材発掘を行うとともに、能力発揮の場を提供しました。

男女共同参画基本計画未策定市町において、住民意識調査を実施し、基本計画策定のための基礎資料を提供するなどの支援を行うとともに、男女共同参画センター「フレンテみえ」において、「フレンテトーク」を実施するなど、市町が円滑に事業展開できるような支援を行いました。

「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」をはじめとした調査・研究を実施し、第2次基本計画の策定へ反映するとともに、研修教材等を作成しました。

三重県男女共同参画基本計画改訂後の社会経済情勢等の変化に対応するとともに、男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、着実に男女共同参画社会の実現を図るため、第2次基本計画を策定しました。策定にあたっては、広く県民から意見を聴くため、県内5ヶ所で「県民の意見を聴く会」の開催を行うとともにパブリック・コメントを実施しました。

男女共同参画社会の実現のためには、健康、福祉、教育、文化、雇用、産業、地域づくり、防災、環境、観光など社会のあらゆる分野にわたる取組が必要です。このため、県の施策・方針の決定や実施にあたっては、男女共同参画の視点を反映させるよう努めるとともに、男女共同参画社会の実現に向け、関係部門の連携により、総合的な取組を行います。また、県が率先してポジティブ・アクションなどに取り組んでいきます。

施策の方向

1 県の推進体制の充実と率先実行

男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、体制を充実するとともに、県のあらゆる施策に男女共同参画の視点が反映できるよう職員の理解を深めます。

さらに、県が率先して、男女共同参画社会にふさわしい職場づくりを進めます。

施策

- (1) 知事を議長とする庁内推進組織の三重県男女共同参画推進会議を活用し、男女共同参画施策を総合的かつ効果的に推進します。
- (2) 各部局において男女共同参画を重要な課題としてとらえ、男女共同参画に関する施策の進行管理等を行います。
- (3) 県職員が男女共同参画について理解を深めるとともに、男女共同参画の視点に立って各種施策の策定・実施にあたるため、体系的な研修を充実します。
- (4) 女性職員の登用、職域拡大等を進めます。
- (5) 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の取組の推進を図り、育児・介護休業制度等の仕事と家庭の両立支援制度を活用しやすい環境整備を進めるとともに、多様な勤務形態等の導入について検討を進めます。

- (6) セクシュアル・ハラスメント等について、外部委託した相談窓口などの周知に努めるとともに、防止のための研修を実施します。

| 事業内容等 | 事業内容 | 担当部局 |
|-------|--|------------|
| ア | 知事を議長とする「男女共同参画推進会議」をはじめとする庁内推進組織を活用し、男女共同参画施策を総合的かつ効果的に推進します。 | 環境生活部ほか全部局 |
| イ | 「男女共同参画推進会議幹事会」を通じて、三重県男女共同参画審議会からの評価・提言を関係部局に周知するとともに、施策への反映を図ります。 | 環境生活部ほか全部局 |
| ウ | 県の全ての施策が男女共同参画の視点で進められ、総合行政による実効性のある取組が展開されるよう、理念の浸透を図ります。 | 環境生活部 |
| エ | 県の全ての施策が男女共同参画の視点で進められるよう、県職員に対し、男女共同参画に関する研修を実施するなど、意識の普及を継続的に行います。 | 環境生活部 |
| オ | 人材育成方針に基づき、計画的な人材育成に努めるとともに、能力、意欲、適性に応じ幅広い職務を経験することができるよう、職員の配置について配慮します。(Ⅰ-2の再掲) | 全部局 |
| カ | 女性職員の登用方針を明確にするるとともに、その登用状況について公表します。(Ⅰ-2の再掲) | 総務部 |
| キ | 職員採用試験受験者に女性が増えるよう、採用試験の広報に際しては女性を対象とした情報提供を継続的に行っていきます。(Ⅰ-2の再掲) | 人事委員会 |
| ク | 女性職員が自己の能力をより発揮できる職場環境づくりを進めます。(Ⅰ-2の再掲) | 全部局 |
| ケ | 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及促進のため、県が率先して、時間外勤務の縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等に取り組めます。(Ⅲ-Ⅰ-5の再掲) | 総務部ほか全部局 |
| コ | 特定事業主行動計画「次世代育成支援のための行動計画」を計画的かつ着実に推進するため、仕事と家庭の両立や次世代育成支援の視点に立ち、労使協働の取組による意見交換なども実施しながら、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を進めます。(Ⅰ-2、Ⅲ-Ⅰ-4) | 総務部 |
| サ | 特定事業主行動計画「子育て支援アクションプラン」を着実かつ効果的に推進するため、次世代育成支援推進委員会を定期的を開催し、プランの進捗管理等に努め、子育て支援の取組を進めます。(Ⅰ-2、Ⅲ-Ⅰ-4) | 教育委員会 |
| シ | 男性職員の育児参加を促すため、各種制度の周知や男性が育児に積極的に参画する意識の醸成を図るとともに、職場における環境づくりに努めま | 全部局 |

| | |
|--|-------|
| す。 | |
| ス 警察業務の特殊性をふまえながら、職員の意識改革、育児中の職員への配慮・支援、職場全体の理解の醸成など、仕事と家庭の両立を支援します。 | 警察本部 |
| セ セクシュアル・ハラスメント等のない快適な職場を確保するため、防止に関する研修会を実施します。また、内部・外部の相談窓口の周知に努め、相談員等による相談・助言を行います。(V-II-3) | 総務部 |
| ソ セクシュアル・ハラスメント等のない職場環境、教育環境づくりの必要性と防止について各学校へ周知徹底するとともに、相談窓口を設置し、その周知を図ります。(V-II-3) | 教育委員会 |

施策の方向

2 男女共同参画に関する実施計画の策定および施策評価の実施

第2次男女共同参画基本計画の着実な推進を図るため、実施計画を策定します。

男女共同参画に関する施策を着実に推進するため、施策の実施状況について、三重県男女共同参画審議会による評価を行うとともに、進捗状況について、年次報告書を作成し公表します。

施策

- (1) 施策の目標と事業の推進方向を明らかにするとともに、その計画的な推進を図るため、期間を定めて実施計画を策定します。
- (2) 男女共同参画に関する施策の実施状況や効果について、三重県男女共同参画審議会による外部的視点からの評価を行います。
- (3) 評価の結果を県民に公表するとともに、今後の施策に反映させます。
- (4) 男女共同参画に関する施策の進捗状況を明らかにするため、三重県男女共同参画年次報告を作成し、公表します。

事業内容等

| 事業内容 | 担当部局 |
|---|-------|
| ア 平成24(2012)年度から平成27(2015)年度までを計画期間とする第一期実施計画を策定し、その実施と進行管理に努めます。 | 環境生活部 |
| イ 第2次画基本計画に基づく施策の実施状況、審議会による評価・提言等を盛り込んだ「三重県男女共同参画年次報告」を作成し、公表します。 | 環境生活部 |
| ウ 男女共同参画に関する施策の進捗状況や効果について、自己評価を実施するとともに、「三重県男女共同参画審議会」において評価・提言を実施します。 | 環境生活部 |
| エ 三重県男女共同参画審議会による評価・提言について、取組方針を作成するとともに、実施機関等へ周知徹底を図り、実施機関と連携しながら、 | 環境生活部 |

今後の施策に反映します。

施策の方向

3 男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集と提供

男女共同参画に関する調査を定期的実施するとともに、統計資料を収集し、県民等に情報提供します。

施策

- (1) 男女共同参画に関する県民の意識や生活について、定期的に調査し、調査結果を公表します。
- (2) 国、都道府県、市町、企業、団体等の情報を収集、整理し、県民等に提供します。

事業内容等

| 事業内容 | 担当部局 |
|---|-------|
| ア 「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」等により、男女共同参画に関する県民の意識や生活について調査します。 | 環境生活部 |
| イ 女性の社会参画に関する支援策を効果的に進めるため、ニーズを把握するとともに、成功事例等の情報を総合サイト等で提供します。(I-6) | 環境生活部 |
| ウ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、調査・研究事業を実施するとともに、教材等を開発・提供します。(第3章-7の再掲) | 環境生活部 |
| エ 国、都道府県、市町、企業、団体等の情報を収集・整理し、多様な媒体・手法を活用して県民等に提供します。 | 環境生活部 |
| オ 男女共同参画に関する国際的な取組について、情報収集し、県民に提供します。(II-6の再掲) | 環境生活部 |

施策の方向

4 男女共同参画に関する相談・苦情への対応

男女共同参画に関する相談や苦情について適切な対応を行います。

施策

- (1) 男女共同参画に関する県の施策について、相談・苦情窓口を明確にし、適切な対応を行います。
- (2) 県民からの男女共同参画に関するさまざまな相談に応じる体制や機能について、充実するとともに相談員の資質向上を図ります。

| 事業内容等 | |
|--|-------|
| 事業内容 | 担当部局 |
| ア 男女共同参画に関する相談、苦情等について、環境生活部および男女共同参画センター「フレンテみえ」等において適切な対応を行います。 | 環境生活部 |
| イ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女のライフステージで生じるさまざまな問題について、電話や面接により相談に応じます。また、専門相談として、弁護士、公立大学法人三重県立看護大学助産師等による相談を実施します。（第3章－7の再掲） | 環境生活部 |
| ウ 県における男女共同参画に関するさまざまな相談・苦情に対応する体制について点検、検討し、相談員の能力向上などを図るとともに、県民への広報に努めます。 | 環境生活部 |
| エ 県民の声相談室や各県民センターの相談窓口において、県民の皆さんからの意見や苦情等をお聴きするとともに、適切な対応ができるよう意見・苦情等を職員間で共有します。 | 戦略企画部 |

施策の方向

5 市町との協働

県内各地で男女共同参画に関する取組が進むよう、市町と協働するとともに、情報提供、研修機会の提供などの支援を行います。

施策

- (1) 県と市町との連携を強化し、男女共同参画の推進に協働して取り組みます。
- (2) 男女共同参画に関する施策の充実および推進体制の整備について、市町に働きかけます。
- (3) 市町の主体性に配慮しつつ、男女共同参画施策の推進、条例や計画策定等に対する支援を行います。

| 事業内容等 | |
|--|-------|
| 事業内容 | 担当部局 |
| ア 市町に対して、県における男女共同参画の現状や施策について情報を提供するとともに、市町における取組を男女共同参画センター「フレンテみえ」の情報誌「Frente」やホームページ等を活用して紹介します。 | 環境生活部 |
| イ 情報の共有を図るため、市町担当者会議等を開催します。また、市町の男女共同参画担当職員等を対象に、研修会を開催します。 | 環境生活部 |
| ウ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、市町が円滑に事業展開できるように、ノウハウの提供や事業企画・運営相談、協働事業の実施などにより、市町の取組への支援を行います。（第3章－7の再掲） | 環境生活部 |

| | |
|--|-------|
| エ 市町による住民等を対象とした講座・研修会開催のためのマニュアル・教材等を活用し、市町の積極的な取組への支援を行います。 | 環境生活部 |
| オ 市町長や団体の長等に対してインタビューを実施することにより、市町長や団体の長等の男女共同参画への認識を深め、リーダーシップの発揮に向けた働きかけを行います。(I-3の再掲) | 環境生活部 |
| カ 市町の主体性に配慮しつつ、事業展開の方向、条例・計画の策定、講座・啓発等、男女共同参画に関するさまざまな情報提供や講師派遣等の支援を行うとともに、県の持つノウハウの共有を図ります。 | 環境生活部 |
| キ 市町が男女共同参画施策を推進するための、基本計画策定に向けた気運の醸成、取組の支援を行います。(I-3の再掲) | 環境生活部 |

施策の方向

6 県民、NPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等との連携

県内各地で男女共同参画への取組が行われるよう、県民やNPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等の活動を支援するとともに、連携・協働を進めます。

施策

- (1) 県民やNPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等の活動と相互の連携を支援します。
- (2) 県民やNPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等との連携を強化し、協働で事業を実施します。

事業内容等

| 事業内容 | 担当部局 |
|---|-------|
| ア 県民、NPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等の多様な主体が連携・ネットワーク化し、新たなコミュニティの形成や地域社会における課題の解決に向けた活動を展開していくうえでの支援を行います。(IV-4の再掲) | 環境生活部 |
| イ 県民、事業者、市町等が行う男女共同参画に関する講座等に対して、講師派遣、資料の提供などの支援を行います。(IV-4の再掲) | 環境生活部 |
| ウ 男女共同参画を含む全ての分野のNPO活動(ボランティア・市民活動)についての情報の受発信を行い、市民活動が活性化するための側面的支援を行っていきます。 | 環境生活部 |
| エ 県民、NPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等との協働により、男女共同参画について考えるフォーラムを開催します。(II-1の再掲) | 環境生活部 |
| オ NPO等からの協働事業の提案を行政が受け止め、その実現に向け双方が協働で協議・調整を行う協働事業等提案制度を運用し、行政とNPO等 | 環境生活部 |

| | |
|---|-------|
| が対話や意見交換を行うための場づくりを進めます。 | |
| カ NPO等と行政が協働の質を高めるため、共に協働事業のふりかえり（検証）を行う仕組みの一層の充実とその浸透・定着を図ります。 | 環境生活部 |

施策の方向

7 男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能の充実

男女共同参画を進める拠点として、情報発信、研修学習、相談、調査研究、参画交流等、男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能を充実します。

施策

- (1) 男女共同参画センターの役割、事業について検討を行い、県内全域を対象としたセンター機能を充実します。
- (2) 情報コーナーを充実するとともに、ホームページ、広報誌等多様なメディアを利用した情報提供を進めます。
- (3) 県民ニーズの把握に努め、幅広い参加が得られるよう、多様な研修・講座を実施します。
- (4) NPO、各種団体、グループ等の活動を支援するとともに、交流機会や場の提供などネットワークづくりを支援します。
- (5) 男女共同参画に関する調査研究を充実するとともに、NPO、各種団体等が行う調査研究活動を支援します。
- (6) 相談事業の充実と各種相談機関との連携強化を進めます。
- (7) NPO、各種団体、企業、グループとの協働を進めるとともに、国、市町、関係機関との連携を強化します。

事業内容等

| 事業内容 | 担当部局 |
|---|-------|
| ア 先進的な取組を進める男女共同参画支援施設等の事業内容、運営手法等を調査研究します。 | 環境生活部 |
| イ 情報コーナーやホームページの充実、情報誌「Frente」の発行、ウェルカムセミナーの実施など情報提供機能を強化します。（Ⅱ-1） | 環境生活部 |
| ウ 県民、NPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等との協働により、男女共同参画について考えるフォーラムを開催します。（Ⅱ-1の再掲） | 環境生活部 |
| エ 男女共同参画フォーラムや各種講座の開催にあたっては、企画内容、開催日時の設定、周知方法等を検討し、男性参加者の増加に向けた積極的な取組を行うとともに、男性にとっての男女共同参画の意義など、男性の参画を重視した広報・啓発を行います。（Ⅱ-1の再掲） | 環境生活部 |
| オ 6月を男女共同参画強調月間と定め、重点的に男女共同参画を啓発するため、さまざまな事業を実施します。（Ⅱ-1） | 環境生活部 |

| | | |
|---|--|-------|
| カ | 男女共同参画に関して、対象者や課題などさまざまなニーズに対応できる多様な講座を開催します。(Ⅱ-3、Ⅳ-1、Ⅳ-4) | 環境生活部 |
| キ | 各種講座等の開催にあたっては、託児サービス、休日・夜間開催等、誰もが参加しやすい配慮を行うよう努めます。(Ⅱ-3の再掲) | 環境生活部 |
| ク | 県民、事業者、市町等が行う男女共同参画に関する講座等に対して、講師派遣、資料の提供などの支援を行います。(Ⅳ-4の再掲) | 環境生活部 |
| ケ | 個人、NPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等の活動を支援するため、登録団体等への情報提供、活動の場の提供等の支援を行うとともに、登録制度のPRに努めます。 | 環境生活部 |
| コ | 県民、NPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等の多様な主体が連携・ネットワーク化し、新たなコミュニティの形成や地域社会における課題の解決に向けた活動を展開していくうえでの支援を行います。(Ⅳ-4の再掲) | 環境生活部 |
| サ | 調査・研究事業を実施するとともに、教材等を開発・提供します。(第3章-3) | 環境生活部 |
| シ | 男女共同参画に関する国際的な取組について、情報収集し、県民に提供します。(Ⅱ-6の再掲) | 環境生活部 |
| ス | 男女のライフステージで生じるさまざまな問題について、電話や面接により相談に応じます。また、専門相談として、弁護士、公立大学法人三重県立看護大学助産師等による相談を実施します。(第3章-4) | 環境生活部 |
| セ | 自分の現在の状況がDV被害にあっていることに気づいていない人が気づくきっかけとするとともに、深刻なDV被害に陥るのを防止するために、男女共同参画センター「フレンテみえ」において、自己尊重・自己主張トレーニングを実施します。(Ⅴ-II-2の再掲) | 環境生活部 |
| ソ | 相談者の心情や精神状態に十分配慮した対応ができるように、相談員等に対する研修を実施します。 | 環境生活部 |
| タ | 男女共同参画月間事業や男女共同参画フォーラムなど各種事業の企画・運営に携わる企画運営サポーターを養成します。(Ⅱ-3) | 環境生活部 |
| チ | 市町が円滑に事業展開できるように、ノウハウの提供や事業企画・運営相談、協働事業の実施などにより、市町の取組への支援を行います。(第3章-5) | 環境生活部 |

施策の方向

8 社会参画への支援の推進

あらゆる分野における男女の社会参画について、啓発を進めるとともに支援します。

施策

- (1) 社会参画への支援を総合的に推進するため、支援に関する総合的なサイトによる情報提供、関係機関との連携によるサービス提供等を行います。
- (2) 商工関係団体、市町、国の機関等と連携し、社会参画についての啓発および支援を進めます。
- (3) 県民と連携・協働し、地域での女性の社会参画への支援を進めます。

事業内容等

| 事業内容 | 担当部局 |
|---|-------|
| ア 社会参画を希望する女性のため、支援機関の情報や活用の方法等を掲載した総合サイトによる支援情報の一元化を図ります。 (Ⅰ-6、Ⅲ-Ⅱ-4) | 環境生活部 |
| イ 意欲のある女性等の就労をはじめとする社会参画を支援するため、関係機関と連携して、情報提供や相談など必要な支援を行います。 (Ⅲ-Ⅰ-4の再掲) | 環境生活部 |
| ウ 地域における男女共同参画を推進するため、県内各地域の県民と連携・協働し、男女共同参画に関する理解の促進や意識の普及を図ります。 (Ⅰ-5の再掲) | 環境生活部 |

第一期実施計画における指標および目標一覧

◎・・・「行動計画」における目標項目

第2章 施策の方向、施策および実施事業

I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

| 基本施策の指標 | 現状値 | 目標値（平成27年度） |
|------------------------|-------------------|-------------|
| ◎県・市町の審議会等における女性委員の登用率 | （平成23年度） 24.7% | 28.7% |

| 施策の方向の目標項目 | 現状値 | 目標値（平成27年度） |
|---------------------------------|---------------------|---------------------|
| 県の審議会等のうち男女のバランスがとれた構成の審議会等の割合 | （平成23年度） 60.7% | 66.7% |
| 管理職への女性職員登用率 | （平成23年4月1日） 7.7% | （平成27年4月1日） 8.7% |
| 男女共同参画を推進するための基本計画等を策定している市町の割合 | （平成23年度） 69.0% | 86.2% |
| ◎「男女がいきいきと働いている企業」の認証件数（累計） | （平成23年度） 73件 | 200件 |
| ◎NPOと県の連携・協働事業数 | （平成22年度） 51事業 | 75事業 |
| ◎環境教育参加者数 | （平成22年度） 28,557人 | 29,000人 |
| 就労に関する相談事業により支援を行った人数 | （平成22年度） 1,800人 | 4,300人 |

II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

| 基本施策の指標 | 現状値 | 目標値（平成27年度） |
|--------------------|-------------------|-------------|
| ◎男女共同参画フォーラムの男性参加率 | （平成23年度） 23.5% | 45.0% |

| 施策の方向の目標項目 | 現状値 | 目標値（平成27年度） |
|------------------------------------|-------------------|-------------|
| ◎男女共同参画フォーラムの男性参加率 | （平成23年度） 23.5% | 45.0% |
| 男女共同参画に関する校内研修を実施した学校の割合 | （平成22年度） 77.7% | 80.0% |
| 教科等に男女共同参画の視点を位置づけた学校の割合 | （平成22年度） 95.4% | 98.0% |
| 男女共同参画センターの講座等への新規参加率 | （平成22年度） 8.0% | 10.0% |
| ◎ワーク・ライフ・バランスのセミナー等が役立つと回答した参加者の割合 | （平成22年度） 85.6% | 90.0% |

| | | |
|----------------|-------------------|-------|
| メディアへの情報提供数 | (平成22年度) 40件 | 50件 |
| ◎多文化共生に取り組む団体数 | (平成22年度) 141団体 | 200団体 |

Ⅲ 働く場における男女共同参画の推進

Ⅲ-Ⅰ 雇用等の分野における男女共同参画の推進

| 基本施策の指標 | 現状値 | 目標値（平成27年度） |
|----------------------------------|-------------------|-------------|
| ◎女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等の割合 | (平成23年度) 23.6% | 27.0% |

| 施策の方向の目標項目 | 現状値 | 目標値（平成27年度） |
|--------------------------------|--------------------|-------------|
| 男女共同参画センターの登録企業数 | (平成22年度) 40件 | 65件 |
| 管理職に占める女性の割合（役員を除く） | (平成23年度) 7.8% | 12.0% |
| ◎県が実施または支援する職業訓練への参加者数 | (平成22年度) 2,941人 | 3,250人 |
| 多様な就労形態を導入している事業所の割合 | (平成23年度) 26.4% | 35.0% |
| ◎ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所の割合 | (平成23年度) 27.1% | 37.0% |

Ⅲ-Ⅱ 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

| 基本施策の指標 | 現状値 | 目標値（平成27年度） |
|--------------------|-------------------|-------------|
| 1 農業委員会あたりの女性農業委員数 | (平成22年度) 1.79人 | 2人 |

| 施策の方向の目標項目 | 現状値 | 目標値（平成27年度） |
|-----------------------------|-------------------|-------------|
| 1 農業委員会あたりの女性農業委員数 | (平成22年度) 1.79人 | 2人 |
| 新たに農業経営計画を策定・実践する女性農業者数（累計） | — | 60人 |
| 漁村女性アドバイザー等への研修会開催数 | 2回 | 2回 |
| 家族経営協定締結農家数 | (平成22年度) 309 | 350 |
| 女性起業数（年間販売額1千万円以上） | (平成22年度) 20経営体 | 25経営体 |

IV 家庭・地域における男女共同参画の推進

| 基本施策の指標 | 現状値 | 目標値（平成27年度） |
|-----------|------------------|-------------|
| 自治会長の女性割合 | （平成23年度） 2.5% | 3.0% |

| 施策の方向の目標項目 | 現状値 | 目標値（平成27年度） |
|-----------------------------|---------------------|-------------|
| 「家庭の日」協力事業所数 | — | 2,000 |
| ◎低年齢児（0～2歳）保育所利用児童数 | （平成23年度） 11,962人 | 12,950人 |
| ◎介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数 | （平成22年度） 2,240人 | 0人 |
| 女性消防団員数 | （平成23年度） 375人 | 400人 |
| ◎地域の活動などに参加している住民の割合 | （平成23年度） 33.6% | 40.0% |

V 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組

V-I 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

| 基本施策の指標 | 現状値 | 目標値（平成27年度） |
|---------|--------------------------|--------------------------|
| ◎健康寿命 | （平成22年） 男77.1歳 女80.4歳 | （平成26年） 男78.1歳 女81.5歳 |

| 施策の方向の目標項目 | 現状値 | 目標値（平成27年度） |
|--------------------------|---|---|
| ◎がん検診受診率（乳がん、子宮頸がん、大腸がん） | （平成21年度） 乳がん14.0% 子宮頸がん19.0% 大腸がん18.2% | （平成26年度） 乳がん35.0% 子宮頸がん35.0% 大腸がん35.0% |
| ◎三重県不妊専門相談センターへの相談件数 | （平成22年度） 158件 | 220件 |
| ◎ひとり親家庭情報交換会参加者数（累計） | （平成23年度） 36人 | 1,000人 |
| ◎総合相談支援センターへの登録者数 | （平成22年度） 4,650人 | 5,750人 |

V-II 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

| 基本施策の指標 | 現状値 | 目標値（平成27年度） |
|----------------------------|------------------|-------------|
| ◎「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発箇所数 | （平成23年度） 12ヶ所 | 24ヶ所 |

| 施策の方向の目標項目 | 現状値 | 目標値（平成27年度） |
|-------------------------------|--------------------|-------------|
| 配偶者からの暴力防止等連絡会議の開催回数（県DV防止会議） | （平成22年度） 年1回 | 年1回 |
| ◎「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発箇所数 | （平成23年度） 12ヶ所 | 24ヶ所 |
| セクシュアル・ハラスメント対策に取り組んでいる事業所の割合 | （平成23年度） 69.4% | 75.0% |
| ◎犯罪被害者等支援の理解者数 | （平成22年度） 1,726人 | 3,500人 |

参 考 デ ー タ

◎・・・「行動計画」における目標項目

1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

| 項目 | 現状値 | 資料出所 |
|------------------|--|-------------------------------------|
| 県議会議員数 | (平成23年度) 51人 (男48、女3) | 2011. 4. 30現在 |
| 県行政委員会委員数 ☆1 | (平成23年度) 68人 (男57、女11) | 2011. 4. 1現在 |
| 県の審議会等における委員数 | (平成23年度) 1,063人 (男718、女345) | 2011. 4. 1現在 男女共同参画・NPO室調べ |
| 県の審議会等への女性委員の登用率 | (平成23年度) 32.5% | 2011. 4. 1現在 男女共同参画・NPO室調べ |
| ◎人材育成に関する達成度 | (平成22年度) 78.1% | 総務部人材政策室、職員 研修センター調べ |
| 県職員採用者数 | (平成23年度) 86人 (男59、女27) | 2011. 4. 1現在 総務部人材政策室調べ |
| 県職員職員数 (知事部局) | (平成23年度) 4,467人 (男3,541、女926) | 2011. 4. 1現在 総務部人材政策室調べ |
| 県教員採用者数 | 小学校 (平成23年度) 207人 (男60、女147) | 2011. 4. 1現在 教育委員会事務局人材政 策室調べ |
| | 中学校 (平成23年度) 135人 (男70、女65) | |
| | 県立学校 (平成23年度) 139人 (男75、女64) | |
| 小学校 | 教員数 (平成23年度) 5,709人 (男2,322、女3,387) | 2011. 5. 1現在 教育委員会事務局人材政 策室調べ |
| | 管理職への女性登 用率 ☆2 | (平成23年度) 19.6% (男635、女155) |
| 中学校 | 教員数 (平成23年度) 3,188人 (男1,930、女1,258) | 2011. 5. 1現在 教育委員会事務局人材政 策室調べ |
| | 管理職への女性登 用率 ☆3 | (平成23年度) 5.7% (男312、女19) |

| | | | |
|---------------|---------------|---------------------------------------|-------------------------------|
| 県立学校 | 教員数 | (平成23年度) 3,484人 (男2,293、女1,191) | 2011.5.1現在 教育委員会事務局人材政策室調べ |
| | 管理職への女性登用率 ☆4 | (平成23年度) 5.3% (男161、女9) | 2011.5.1現在 教育委員会事務局人材政策室調べ |
| 県教育委員会 | 職員数 | (平成23年度) 276人 (男221、女55) | 2011.4.1現在 教育委員会事務局人材政策室調べ |
| | 管理職への女性登用率 ☆5 | (平成23年度) 9.4% (男29、女3) | 2011.4.1現在 教育委員会事務局人材政策室調べ |
| 県立学校 | 事務職員数(司書除く) | (平成23年度) 264人 (男164、女100) | 2011.5.1現在 教育委員会事務局人材政策室調べ |
| | 管理職への女性登用率 ☆6 | (平成23年度) 18.6% (男57、女13) | 2011.5.1現在 教育委員会事務局人材政策室調べ |
| 市町議会議員数 | | (平成23年度) 554人(男484、女70) | 2011.4.1現在 男女共同参画・NPO室調べ |
| 市町行政委員会委員数 ☆7 | | (平成23年度) 1,229人(男1,080、女149) | 2011.4.1現在 男女共同参画・NPO室調べ |
| 市町 | 審議会等への女性委員登用率 | (平成23年度) 23.7% (男6,420、女1,994) | 2011.4.1現在 男女共同参画・NPO室調べ |
| | 管理職への女性登用率 ☆8 | (平成23年度) 16.1%(男2,448、女470) | 2011.4.1現在 男女共同参画・NPO室調べ |
| 民生委員数 | | (平成23年度) 4,045人 (男1,670、女2,375) | 社会福祉室調べ |

☆1 地方自治法第180条の5に規定する県の各種委員会の委員数

☆2～4 小学校(中学校・県立学校)の教員のうち、校長、教頭の女性教員の割合

☆5 教育委員会事務局職員のうち、課長以上の女性職員の割合

☆6 県立学校職員のうち、事務長の女性職員の割合

☆7 地方自治法第180条の5に規定する市町の各種委員会の委員数

☆8 市町職員のうち、課長級以上の女性職員の割合

II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

| 項目 | 現状値 | 資料出所 |
|--|--------------------------|----------------------------------|
| ◎人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合 ☆1 | (平成23年度) 24.9% | 人権室調べ |
| 人権施策を推進するための基本計画等を策定した市町の割合 | (平成22年度) 89.7% | 人権室調べ |
| ◎人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学校の割合 ☆2 | (平成22年度) 39.0% | 教育委員会事務局人権教育室調べ |
| 「人権教育推進協議会」が、保護者や地域住民を対象に人権意識を高める活動に取り組んでいる割合 ☆3 | (平成22年度) 75.1% | 教育委員会事務局人権教育室調べ |
| インターネットを活用した「ネットDE研修」における男女共同参画に関する研修への教員参加者数 | (平成23年度) 1,068人 | 2011.12.31現在 教育委員会事務局研修指導室調べ |
| ◎「働くルール」出前講座が役立つと回答した受講者の割合 ☆4 | (平成22年度) 89.4% | 勤労・雇用支援室調べ |
| 青年海外協力隊隊員数(派遣中) ☆5 | (平成23年度) 41人(男13、女28) | 2011.11.30現在 JICA青年海外協力隊事務局調べ |
| 海外技術研修員数 ☆6 | (平成23年度) 8人(男4、女4) | 国際室調べ |

☆1 e-モニターおよび啓発イベントによるアンケートにおいて、人権が尊重されている社会になっていると感じる「どちらかといえば感じる」と回答した人の割合

☆2 子どもたちの発達段階に応じた人権教育カリキュラムや全ての教育活動を有機的につなぐカリキュラムなど、総合的な人権教育の全体計画を作成している公立小中学校および県立学校の割合

☆3 学校や地域において、校区住民を対象に人権意識を高める活動(フェスティバル等の体験的な活動、講演会・学習会等の啓発的な活動)に取り組む「人権教育推進協議会」の割合

☆4 「働くルール」に関して高校等で実施した出前講座で、講座内容が働く上で役立つと回答した受講者の割合

☆5 ODAにより、途上国の発展を支援するため、派遣されている青年海外協力隊員の三重県出身者数

☆6 発展途上国から日本語教師を受け入れ、官民協力して行う海外技術研修制度により研修を受けている人数

III 働く場における男女共同参画の推進

III-1 雇用等の分野における男女共同参画の推進

| 項目 | 現状値 | 資料出所 |
|-----------|---------------------------|-------------------|
| 所定内給与額 ☆1 | (平成22年度) 男327千円、女216千円 | 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 |

| | | |
|-------------------------------|-----------------------------|---------------------------|
| 平均勤続年数 | (平成22年度) 男14.0年、女9.3年 | 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 |
| 県が実施する公共職業訓練への入校者数 | (平成22年度) 677人(男239、女438) | 2011.3.31現在 勤労・雇用支援室調べ |
| 女性を管理職等に登用している企業の割合(役員を除く) ☆2 | (平成23年度) 23.0% | 勤労・雇用支援室「三重県内事業所賃金等実態調査」 |
| パートタイマーを雇用している企業の割合 | (平成23年度) 84.3% | 勤労・雇用支援室「三重県内事業所賃金等実態調査」 |
| 育児休業規定整備率 | (平成23年度) 90.4% | 勤労・雇用支援室「三重県内事業所賃金等実態調査」 |
| 介護休業規定整備率 | (平成23年度) 86.1% | 勤労・雇用支援室「三重県内事業所賃金等実態調査」 |
| セクシュアル・ハラスメント相談件数 | (平成22年度) 147件 | 三重労働局調べ |

☆1 きまって支給する給与のうち、所定外給与以外のもの

☆2 女性を管理職(課長相当職、部長相当職)に登用している企業等の割合。

Ⅲ-Ⅱ 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

| 項目 | 現状値 | 資料出所 |
|---------------------|--|--------------------|
| 新規就農(業)数 ☆1 | (平成22年度) 101人 | 農業経営室調べ |
| 農業就業人口(販売農家) | (平成22年度) 42,623人 (男21,728、女20,895) | 農林水産省「農(林)業センサス結果」 |
| 農業協同組合個人正組合員数(女性割合) | (平成22年度) 15.0% | 農業経営室調べ |
| 漁業協同組合正組合員数(女性割合) | (平成21年度) 4.1% | 水産庁「水産業協同組合統計表」 |
| 森林組合正組合員数(女性割合) | (平成21年度) 7.7% | 林野庁「森林組合統計」 |
| 農業大学校在学学生数 ☆2 | (平成22年度) 62人(男56、女6) | 農業経営室調べ |
| 酪農ヘルパー利用酪農家率 ☆3 | (平成22年度) 57.8% | 農業経営室調べ |

- ☆1 県内で農業へ就業した40才未満の人の数
 ☆2 農業大学校養成科在学学生数
 ☆3 酪農家が休みをとる際に、酪農家に代わって搾乳や飼料給与などの作業を行う仕事に従事する酪農ヘルパーを利用した割合

IV 家庭・地域における男女共同参画の推進

| 項目 | 現状値 | 資料出所 |
|-------------------------------------|---|-----------|
| ◎「みえの子育ちサポーター」認証者数 (累計) ☆1 | (平成22年度) 593人 | こども未来室調べ |
| 幼保一体化施設整備数 ☆2 | (平成23年度) 2施設 | こども家庭室調べ |
| こども家庭相談における電話相談受付件数 | (平成22年度) 832件 | こども家庭室調べ |
| 保育所(認可)数 | (平成22年度) 428か所、40,716人 | こども家庭室調べ |
| 県内における各種保育(預かり)サービス事業実施率 ☆3 | (平成22年度) 71.0% | こども家庭室調べ |
| 延長保育実施保育所 | (平成22年度) 166か所、21市町 | こども家庭室調べ |
| 休日保育実施保育所 | (平成22年度) 11か所、8市 | こども家庭室調べ |
| 乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)実施保育所 | (平成22年度) 8か所、11市町 | こども家庭室調べ |
| 一時保育実施保育所 | (平成22年度) 60か所、13市町 | こども家庭室調べ |
| 小学校区における放課後児童対策(児童クラブ、子ども教室)の実施率 ☆4 | (平成22年度) 317校区、80.7% | こども未来室調べ |
| 児童館設置数 | (平成22年度) 47か所、17市町 | こども未来室調べ |
| 高齢者夫婦のみの世帯数 | (平成17年度) 56,554世帯 | 総務省「国勢調査」 |
| 高齢者単身世帯数 | (平成17年度) 52,833世帯 (男12,904、女39,929) | 総務省「国勢調査」 |
| 高齢者の人数と割合 | (平成17年度) 400,647人、21.5% (男169,961、女230,686) | 総務省「国勢調査」 |
| 高齢者のいる世帯数と割合 | (平成17年度) 265,712世帯、39.5% | 総務省「国勢調査」 |

| | | |
|---|---------------------|-----------|
| ◎特別養護老人ホーム(広域型)および介護老人保健施設整備定員数(累計) ☆5 | (平成22年度) 12,985床 | 長寿社会室調べ |
| ◎地域貢献活動等に関する研修会に参加する高齢者数 ☆6 | (平成22年度) 724人 | 長寿社会室調べ |
| ◎認知症サポーター数(累計) ☆7 | (平成22年度) 49,385人 | 長寿社会室調べ |
| ◎主任ケアマネジャー登録数 ☆8 | (平成23年度) 566人 | 長寿社会室調べ |
| ◎さまざまな主体の連携によるユニバーサルデザインの取組実施数 ☆9 | (平成22年度) 30件 | 健康福祉総務室調べ |
| ◎商業施設等でバリアフリー化された施設数(累計) ☆10 | (平成22年度) 2,002施設 | 健康福祉総務室調べ |
| ボランティア登録をしている県民の割合 ☆11 | (平成22年度) 3.2% | 社会福祉室調べ |
| ◎生活困窮者等の就労・増収達成率 ☆12 | (平成22年度) 41.9% | 社会福祉室調べ |
| ◎県・市町防災機関等が連携して実施する防災訓練の回数 ☆13 | (平成23年度) 5回 | 防災対策室調べ |

- ☆1 「子どもの育ちを支える」ための基本的な考え方について研修を受け、地域で子どもを見守り、子どもの活動を支える「みえの子育ちサポーター」として県が認証した人の数
- ☆2 幼保一体化施設(認定こども園。「子ども・子育て新システム」が制度化された場合は、総合施設)の整備数
- ☆3 夕刻以降の預かり(延長保育、放課後児童クラブ等)、休日・一時預かり(休日・一時保育、ファミリー・サポート・センター)、病児・病後児の預かり(病児・病後児保育)の市町における事業実施率
- ☆4 県内の全小学校区のうち、放課後児童クラブまたは放課後子ども教室事業に取り組んでいる小学校区の割合
- ☆5 特別養護老人ホーム(広域型:定員30人以上)および介護老人保健施設の整備定員数
- ☆6 高齢者が地域社会を担う一員として行う取組を支援する「長寿社会活動・地域交流推進事業」研修会の参加者数
- ☆7 認知症の人や家族を見守り、支援する認知症サポーター数
- ☆8 ケアマネジャーに対する指導的役割等を担う主任ケアマネジャー登録数
- ☆9 ユニバーサルデザインアドバイザー、市町、社会福祉協議会、学校、地域の団体、企業等が連携してユニバーサルデザインの課題に取り組んだ事例数
- ☆10 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく認定施設数および「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく適合証交付施設数
- ☆11 県の人口に対する県・市町ボランティアセンターに登録している県民の割合(三重県社会福祉協議会調べ)
- ☆12 就労支援プログラムを活用した生活保護受給者のうち、就労または増収を達成した者の割合
- ☆13 総合防災訓練・防災拠点訓練・図上訓練など、県、市町、防災関係機関等が連携して実施する防災訓練の回数

V 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組

V-1 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

| 項目 | 現状値 | 資料出所 |
|--|---|--------------------|
| 周産期死亡率（出生千対） ☆1 | （平成22年） 4.4人 | 厚生労働省 「人口動態統計」 |
| 人工妊娠中絶件数 | （平成22年度） 3,451件 （うち20歳未満343件） | 厚生労働省 「衛生行政報告例」 |
| 健康増進計画を策定している市町数 ☆2 | （平成22年度） 17市町 | 健康づくり室調べ |
| 乳児死亡率（出生千対） | （平成22年） 2.4人 | 厚生労働省 「人口動態統計」 |
| 自殺者数 | （平成22年） 351人（男254、女97） | 厚生労働省 「人口動態統計」 |
| ◎自殺対策に係るネットワーク組織を設置している地域数 ☆3 | （平成22年度） 2地域 | 健康づくり室調べ |
| ◎グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数（累計） ☆4 | （平成22年度） 1,064人 | 障害福祉室調べ |
| ◎雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数 ☆5 | （平成22年度） 50人 | 障害福祉室調べ |
| ひとり親世帯数 | （平成17年度） 11,103世帯 （母子9,667、父子1,436） | 総務省「国勢調査」 |
| 母子自立支援員相談件数 ☆6 | （平成22年度） 10,579件 | こども家庭室調べ |
| 母子寡婦福祉資金貸付件数 ☆7 | （平成22年度） 589件 | こども家庭室調べ |
| ひとり親家庭等介護人派遣日数 ☆8 | （平成22年度） 108日 | こども家庭室調べ |
| 消費生活講座参加者数 ☆9 | （平成22年度） 6,011人 | 交通安全・消費生活室調べ |

☆1 妊娠満22週以後の死産と生後1週間未満の死亡数の合計

☆2 「健康増進法」において策定に努めることとされている市町村健康増進計画を、県の策定している健康増進計画と連携して策定している市町数

☆3 自殺対策の推進のために、各地域（保健所単位）でネットワーク組織を設置している地域数（県全体で9地域）

☆4 グループホーム、ケアホームおよび福祉ホーム等、障がい者の地域生活を支援する居住系サービス事業を利用し、障がいの程度に関わらず地域で生活をしている障がい者数

☆5 障がい者就労安心事業、知的障がい者就労スキルアップ講座、県の機関における職場実習事業等を通じて、雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数

☆6 母子家庭および寡婦等に対し母子自立支援員が相談指導を行った件数

- ☆7 母子および寡婦福祉資金貸付件数（新規および継続）
- ☆8 母子・寡婦および父子家庭が介護人の派遣を受けた述べ日数
- ☆9 県が実施する「出前講座」「青少年講座」等の参加者数

V-Ⅱ 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

| 項目 | | 現状値 | 資料出所 |
|--------------------------------|------------|--------------------|------------------------------------|
| DV相談件数 | 女性相談所等 | (平成22年度) 1,063件 | 女性相談所調べ |
| | 男女共同参画センター | (平成22年度) 373件 | 男女共同参画センター調べ |
| | 警察本部 | (平成23年) 546件 | 警察本部調べ |
| DV被害者保護実施件数 | | (平成22年度) 59件 | 女性相談所調べ |
| DV防止法に基づく命令件数 ☆1 | | (平成22年度) 37件 | 男女共同参画・NPO室調べ |
| 配偶者や恋人から命の危険を感じるくらいの暴行を受けた人の割合 | | (平成21年度) 3.4% | 男女共同参画・NPO室「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」 |
| ストーカー事案の把握数 | | (平成23年) 272件 | 警察本部調べ |
| 警察本部における各種被害相談窓口の活用実績 | | (平成23年) 215件 | 警察本部調べ |
| 警察学校等における被害者支援に関する職員教養受講者数 | | (平成22年度) 594人 | 警察本部調べ |

☆1 「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」（いわゆるDV防止法）に基づいて、接近禁止命令又は退去命令がなされた件数

第3章 計画の推進

| 項目 | 現状値 | 資料出所 |
|--|------------------|-----------------|
| 男女共同参画研修等に参加した県職員数 | (平成22年度) 396人 | 男女共同参画・NPO室調べ |
| 男性職員の育児休業取得者数 (部分休業を含む・知事部局) | (平成22年度) 7人 | 総務部人材政策室調べ |
| 男性職員の育児休業取得者数 (部分休業を含む・教育委員会事務局および県立学校) | (平成22年度) 2人 | 教育委員会事務局人材政策室調べ |

| | | |
|--------------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 男女共同参画センター「フレンテみえ」 における相談件数 | (平成22年度) 2,213件 | 男女共同参画・NPO室調べ |
| 男女共同参画都市宣言実施市町数 ☆1 | (平成23年度) 6 | (2011.4.1現在) 男女共同参画・NPO室調べ |
| NPO(ボランティア団体・市民活動団 体等)の数 ☆2 | (平成22年度) 2,430団体 | 男女共同参画・NPO室調べ |

☆1 国との共催で宣言を行った市町、および独自に宣言を行った市町の数(市町村合併で宣言を引き継いだ場合も含む)

☆2 県が地域の市民活動センターとも連携して把握している県内のNPOの数

その他

| 項目 | | 現状値 | 資料出所 |
|--------------|--------|---|-------------------|
| 年齢3区分別人口 | | (平成17年度) 0～15歳未満 267千人(14.3%) 15歳～64歳 1,197千人(64.1%) 65歳以上 401千人(21.5%) | 総務省「国勢調査」 |
| 出生数 | | (平成22年) 15,262人 | 厚生労働省 「人口動態統計」 |
| 合計特殊出生率 ☆1 | | (平成22年) 1.51人 | 厚生労働省 「人口動態統計」 |
| 1世帯当たりの人数 | | (平成17年度) 2.73人 | 総務省「国勢調査」 |
| 婚姻件数(人口千人当り) | | (平成22年度) 9,396件(5.2件) | 厚生労働省 「人口動態統計」 |
| 離婚件数(人口千人当り) | | (平成22年度) 3,461件(1.9件) | 厚生労働省 「人口動態統計」 |
| 平均初婚年齢 | | (平成22年度) 夫30.0歳、妻28.2歳 | 厚生労働省 「人口動態統計」 |
| 未婚率 | 25～29歳 | (平成17年度) 男67.2% 女53.5% | 総務省「国勢調査」 |
| | 30～34歳 | 男42.0% 女25.9% | |
| | 35～39歳 | 男27.5% 女14.3% | |

| | | |
|-------|---------------------------|-------------------|
| 高校進学率 | (平成22年度) 男95.9%、女96.5% | 文部科学省 「学校基本調査」 |
| 短大進学率 | (平成22年度) 男 1.3%、女11.5% | 文部科学省 「学校基本調査」 |
| 大学進学率 | (平成22年度) 男49.2%、女41.6% | 文部科学省 「学校基本調査」 |

☆1 一人の女性が生涯の間に平均何人の子どもを産むかの推計値

三重県 生活・文化部 男女共同参画・NPO室
住所 三重県津市広明町13番地 (〒514-8570)
電話 059-224-2225
FAX 059-224-3069
E-mail iris@pref.mie.jp